

地域生活支援事業

移動支援事業

日中一時支援事業

1.令和8年度 事業更新について

移動支援事業及び日中一時支援事業の事業継続に必要な提出書類については3月末までに別途、メールにてご案内いたします。

※令和8年度、廃止及び休止をする事業所は障害保健福祉課へ連絡の上、3月31日（火）までに廃止・休止届を提出してください。

2.事業実施の報告

①事業実施報告書

②請求書

事業実施翌月 10日必着

特に 3月分の請求書類が遅延した場合は
支払いができないため、ご注意ください。

※令和8年3月分の請求書類の提出期限は
令和8年4月10日（金）必着です。

3. 請求についての注意事項

①実施報告書、請求書の記入方法について
委任状を提出している場合は届出している受任者
のとおり記入してください。

特に代表者の役職にご注意ください。

例) 委任状の受任者	「 <u>所長</u>	浜松	一郎」
実施報告書の記入	「 <u>所長</u>	浜松	一郎」
請求書の記入	「 <u>所長</u>	浜松	一郎」

②日中一時支援の送迎時間は請求の算定に含まれません。

4.浜松市地域生活支援事業受給者証

各受給者の担当窓口は受給者証の裏面に「〇」で示されています。

請求書類の提出は担当窓口へお願いいたします。

受給者証は年度ごとの更新となります。

特に年度が替わる際は、支給決定内容（支給決定期間や支給量等）をご確認ください。

浜松市地域生活支援 事業受給者証 (裏面の一部)

担当窓口		電話番号
中央福祉 事業所	社会福祉課 (中央区役所内)	4 5 7 - 2 0 5 7
	(東) 社会福祉担当 (東行政センター内)	4 2 4 - 0 1 7 6
	(西) 社会福祉担当 (西行政センター内)	5 9 7 - 1 1 5 9
	(南) 社会福祉担当 (南行政センター内)	4 2 5 - 1 4 8 5
浜名福祉 事業所	社会福祉課 (浜名区役所内)	5 8 5 - 1 6 9 7
	(北) 社会福祉担当 (北行政センター内)	5 2 3 - 2 8 9 8
天竜福祉 事業所	社会福祉課 (天竜区役所内)	9 2 2 - 0 0 2 4
予備欄		

この欄に「○」がついています